

すくすくいなっ子 給食費完全無償化事業



1 「すくすくいなっ子給食費完全無償化事業」とは

この事業は、令和2年4月から幼児教育・保育の保育料無償化に加え、猪名川町として更なる子育て支援策により、子育てしやすいまちづくりを実現するため、子どもたちの健やかな発育・発達の重要な要素となる「食」を町が全面的に支援し、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、本町在住の3歳児から5歳児※1までの給食費（主食費・副食費）を完全無償化とします。

※1 各年4月1日時点における年齢要件を満たしていること。満3歳児クラスの利用は対象外。

2 実施方法 及び 必要な手続き 等

利用施設	給食費完全無償化の実施方法	提出書類等
・私立幼稚園 ※2 ・企業主導型保育施設 ・認可外保育施設等 ・その他	保護者が利用施設に給食費を支払い、償還払いにより助成（保護者からの請求が必要）	「すくすくいなっ子給食費完全無償化事業 申請書（償還払い用）」を提出

※2 町が保護者に代わり、施設に給食費を支払うことが対応できない場合は、償還払いにより対応【対象給食費】

各園の定める給食費（週当たり実施日数、給食費金額は園や認定区分により異なる）※3
給食（昼食）にかかる給食費のみが対象

※3 通常の教育・保育時間にかかる食事の提供に要する費用とし、園で実施するクッキング等の食材費や預かり保育・延長保育にかかるおやつ・補食等の費用は対象外

【給食費の助成】

保護者からの請求（3か月ごと）により、給食費を助成（償還払い）

提出書類：① 「すくすくいなっ子給食費完全無償化事業請求書（償還払い用）」

② 利用施設の発行する「幼児教育・保育の利用にかかる食事の提供に要する費用領収証 兼 提供証明書（猪名川町提出用）」

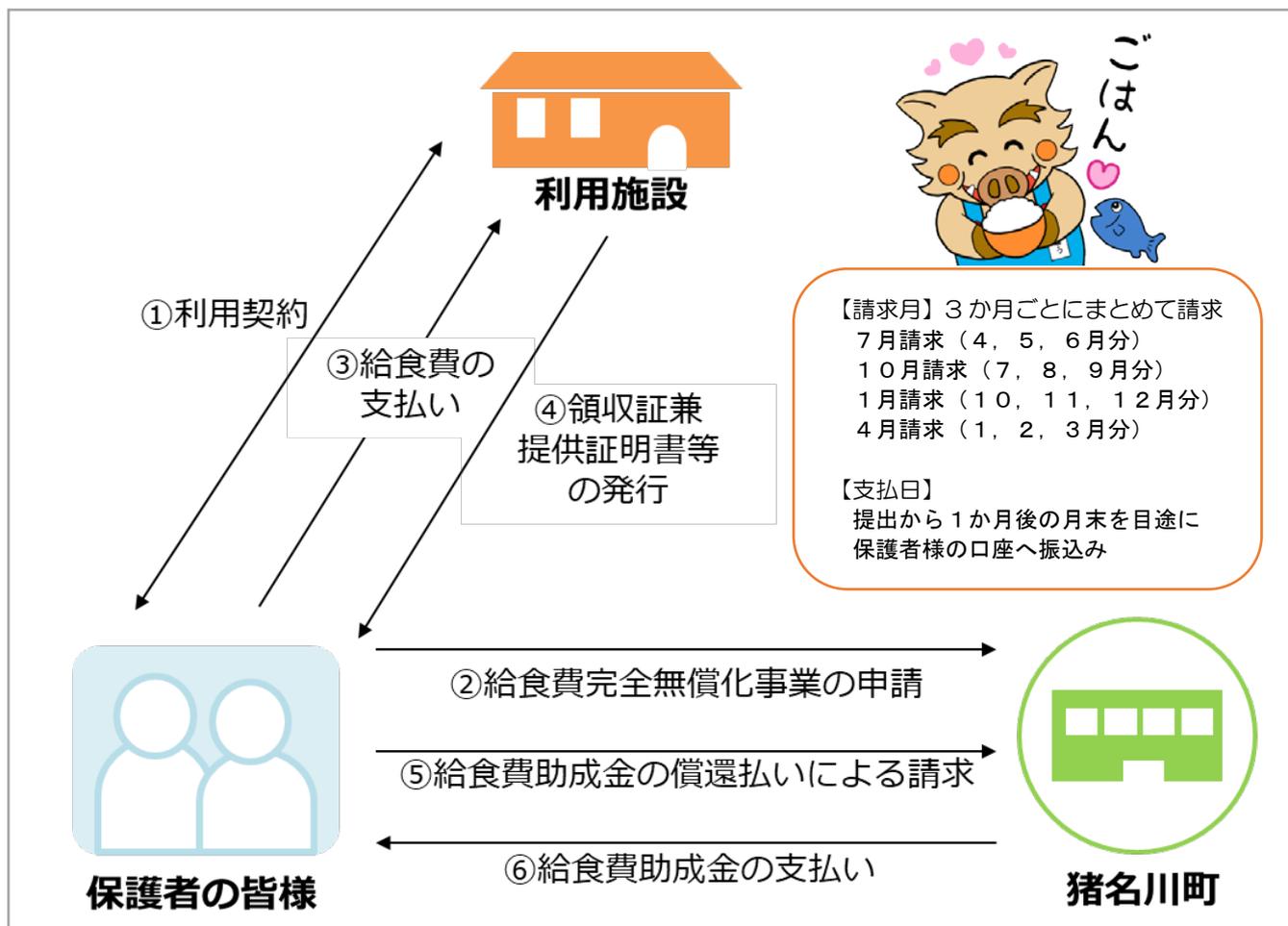
3 問い合わせ先（事業の詳細等）

猪名川町役場 生活部こども課（子育て支援担当）TEL：072-767-7477

給食費完全無償化事業の詳細等については、猪名川町 HP にも掲載していますので、ご確認ください。

4 給食費完全無償化の実施の流れ

【給食費助成金の支払い手続きのイメージ及び関係様式】



【手続きの流れ】

- ① 保護者と利用施設との利用契約
(保育料無償化の子育てのための施設等利用給付認定を受ける場合は、別途手続きが必要)
- ② 保護者は町に対し、「すくすくいなっ子給食費完全無償化事業 申請書 (償還払い用)」を提出
- ③ 保護者は、利用施設に対して、毎月の給食費を支払い
- ④ 利用施設に「領収証 兼 提供証明書」の発行を依頼 (償還払いの請求のための添付書類)
- ⑤ 保護者は、3か月ごとに給食費を町に請求 (償還払い)
「すくすくいなっ子給食費完全無償化事業 請求書 (償還払い用)」及び
添付書類「領収証 兼 提供証明書 (猪名川町提出用)」※を町こども課へ提出
※添付書類は、必要な事項が確認できる場合は、施設の領収書の写し等でも可
- ⑥ 町は、提出された請求書、領収証 兼 提供証明書の内容を確認し、支払事務